



『曇りなき心の月を先だてて
浮世の闇を照らしてぞ行く』(伊達政宗 辞世の句)

政宗の時代に現在の場所に移転した輪王寺庭園 photo by O. Kadota

これは仙台藩祖・伊達政宗の辞世の句です。真っ暗な夜の闇の中を月の光を頼りに進むがごとく、戦国時代という先の見えない乱世を自分の信念をよりどころにただひたすらに歩んできた・・・という意味でしょうか。幼少の頃の病気（疱瘡）による失明、降参した武将の裏切りによる父の落命、母親からの毒殺（未遂）、弟・小次郎の殺害、奥州の諸大名や豊臣秀吉・徳川家康らとの権謀術数の限りを尽くした戦い…等々、数々の危機・苦難を乗り越え、成功と失敗を繰り返した伊達政宗。最後は江戸屋敷の畳の上で大往生する際には万感胸に迫る想いがあったのではないのでしょうか。

1584年に彼が18歳で伊達家の家督を継いでから、豊臣秀吉の軍門に下った1590年までの間には、伊達家の所領は数倍に増え、奥羽の半分に迫ったと言

われています。豊臣秀吉からの横やりが入らなければ益々拡大していたことでしょう。そのことから彼があと2～30年早く生まれ、織田信長や豊臣秀吉らと同時期に活躍していたとしたら・・・なんて考える人もいますよね。私もその1人ですけど。しかし、それは考えても仕方のないこと。人間は生まれてくる環境は選ぶことはできませんから。

「一寸先は闇」という言葉もあるように、いつの時代においても未来はだれにも推し測ることはできません。どんな結果になろうともそれはそれとして受け入れることしかできないと思います。だからといって決して自暴自棄になるのではなく、少しでも良い結果が得られるように、自分が今やっていることを信じて、日々歩いていくことこそが大切なんですね。

特集：会社法施行実務

新しい会社法が施行されてからこの5月1日で1年が経過しました。みなさんの日々の経営の中にこの会社法施行の影響というものがある程度あったのでしょうか。「登記事項証明書の記載事項が多少変わっただけ・・・」、「会社法制の仕組みの変更に合わせて定款は変更してみたけど日々の実務上はあまり変わっていないかな・・・」、という認識の方々が結構多いのではないかなと思います。しかし、従来の商法上の会社には無かった制度が増え、選択の幅が広がったのは事実です。引き続き、この紙面を使って、できるかぎりの情報をお伝えしていきたいと思っています。

定款の変更⑥ 相続人等に対する売渡しの請求

会社法第174条（新設）

株式会社は、相続その他の一般承継により当該株式会社の株式（譲渡制限株式に限る。）を取得した者に対し、当該株式を当該株式会社に売り渡すことを請求することができる旨を定款で定めることができる。

旧商法では株式の譲渡の場合についてのみ取締役会の承認を要するとする制限が可能でしたが、会社法では、譲渡制限が付されている株式については相続等一般承継が発生した場合においても、会社に好ましくない者が新たに株主となったり、株式が細分化したりすることを防止することができるようになりました。



具体的な手続きとしては、

- ① 相続や合併等一般承継が発生した場合に、
- ② 株主総会でその都度取得する株式の種類や数・取得対象者の氏名を決議し、
- ③ その者に対し株式を売り渡すように請求を為し、
- ④ 売買価格を協議して（協議不調の場合は裁判所に決定してもらうように申し立てることができます。）いくこととなります。

この規定の設置の時期についてはとくに限定が設けられていないことから、相続等一般承継発生後に定款を変更し、この規定を設け、その規定に基づき売り渡すよう請求することも可能とされています。



注意すべき点

ただし、取得対象の株式についてはとくに制限が無いことから、支配株主に相続等一般承継があった場合にも、その株式の承継した者に対して売渡請求ができることとなります。売渡請求をされた株主については、その売渡請求を決議する株主総会において議決権がありませんので、その売り渡しを請求するかどうかの判断は少数株主の決議に委ねることになりますね。ですので、支配株主と少数株主の間に争いがあるような場合には導入は慎重に検討されたほうがよろしいかと思えます。

pick up! Report

4/1 付で「特定社会保険労務士」の付記を受けました。

4月1日、改正社会保険労務士法が施行され、裁判を伴わない労使紛争に介入するためには紛争解決手続代理業務試験に合格し、その業務を行うことができることの付記を行わなければならなくなりました。昨年秋に研修を受け、その後試験があり、無事にこの付記を受けましたのでご報告いたします。これにより、労働局、労働委員会、民間紛争解決機関（ADR）において行われる労使紛争（賃金、退職、セクシュアルハラスメント等の使用者と従業員の争い）でのあっせん等において、代理人としての業務ができるようになりました。（ただし、ADRにおいては紛争金額60万円まで。）

なお、昨年9月に司法書士の門田が認定司法書士としての登録を受けています。これにより簡易裁判所における訴訟（目的の価額が140万円以下の事件）を取り扱うことができるようになっていきます。

今後とも、皆様のお役に立てるよう、努力してまいります。どうぞお気軽にご相談ください。

編集後記：今月の写真は17代政宗が現在の場所に移転した輪王寺の庭園です。これからつつじ、藤、牡丹、花菖蒲などが美しい季節。5/27には北四番丁大衡線道路工事で伐採された森を復活させる大規模な植樹祭があります。是非足をお運びください。そんな輪王寺の歴史を少しだけご紹介しましょう。輪王寺は、嘉吉元年（1441年）、伊達家九代政宗の夫人、蘭庭明玉禅尼の所願により福島県梁川に創建されました。伊達氏躍進の時期、居城が梁川・西山・米沢・会津・岩出山・仙台と変わるとともに、輪王寺もこれに従って転々とし、十七代政宗の慶長七年、九世久山光天和尚の時に現在の仙台の地に移りました。明治9年野火に類焼し、仁王門のみを残して伽藍の全てが灰燼に帰しました。以来復興の策なく山内は荒廃にまかされましたが、曹洞宗の大本山、永平寺と総持寺は、輪王寺の衰微を惜しみ、明治36年福定無外和尚を輪王寺住職に特選し、その復興を託しました。無外和尚は辛苦十余年、寝食を忘れて再建に努力し、大正4年、現在の本堂と庫裡を完成しました。無外和尚は庭園の建設にも意を注ぎ、その晩年には、ほぼ現在の規模を備えた庭園が出来上がり、今日の輪王寺御園の基礎が整えられました（輪王寺HPより）。

Topics ~ 日々流れる情報をスポットでお知らせ！

【雇用】

- 中小企業の賃上げは定昇べア込平均4,314円、1.66%（4/24）
- 改正雇用保険法が成立（4/19）
- 首相がハローワークへの市場化テスト導入検討を指示（4/7）

【労働】

- セクハラを受けたことのある女性は約2割東京都調査（4/28）
- 「労働審判手続」の申立件数が1,000件を突破（4/19）
- 社内飲み会後の帰宅途中の転落死は労災-東京地裁判決（3/29）

【年金】

- 基礎年金番号がない年金記録が24万件発覚（4/26）
- オランダと「社会保障協定」締結へ（4/22）
- 国民年金保険料の免除対象者に申請書を送付へ（4/4）

【関連情報】

- 裁判員の日当は1万円 裁判員制度で最高裁方針（4/28）
- 昭和生まれの人口が1億人を割り込む（4/17）
- 3歳未満乳幼児の児童手当増額-改正児童手当法成立（3/28）

Kadota office.com 2007. 5

#発行:2007年5月10日 #編集・構成:Kadota-Office

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADDRESS:〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

TEL:022-271-6751 FAX:022-271-6758

URL : <http://www.kadota-office.com/>

mail : info@kadota-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>